

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

307-8
08/7/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特集 核兵器廃絶のための世界法廷プロジェクト

「核兵器国は1996年の勧告的意見を履行しているか」 国際司法裁判所に再び 判断を求めよう

「核兵器廃絶のための世界法廷プロジェクト」が始まった。1996年の国際司法裁判所（ICJ）の核兵器に関する勧告的意見は、二つの重要な内容を含んでいた。一つは、「核兵器の使用や使用の威嚇は一般的に国際人道法に違反する」という判断であり、もう一つは、「NPT参加国には、核軍縮交渉を誠実にやり完結させる義務がある」という判断である。12年後の現在、核保有国はこれらの勧告的意見に従ってきたと言えるのか、それを再びICJに問おうという運動である。以下に運動の趣旨を述べたIALANAの冊子と「誠実な交渉」を論じたベジャウイ判事の論考を紹介する。（編集部）

再び国際司法裁判所に 提訴する

核兵器に反対する国際法律家協会
(IALANA)

1996年7月8日の勧告的意見において国際司法裁判所（ICJ）は全員一致で次のような結論を下した。「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実にやりかつ完結させる義務が存在する。」(www.icj-cij.org/docket/files/95/7495.pdf)

それから12年が経過したが、核兵器国は、核兵器による威嚇やその使用の一般的違法性を反映させるために自国の安全保障の教義における核兵器の役割を縮小してはいない。それどころか、核兵器国の多くは核兵器の役割を拡大し、核兵器による威嚇やその使用が想定されるような状況を拡大している。また、核兵器国は軍縮交渉を進展させることもしていない。実際のところ、核兵器国は、ジュネーブ軍縮会議（CD）、核不拡散条約（NPT）再検討会議、国連総会

など主要な国際討論の場のいずれにおいても、核軍縮交渉に反対し妨害し続けている。

ICJへの再提訴がなぜ効果的な戦略なのか

I. 再提訴されれば、ICJは核軍縮の誠実な交渉のために各国政府が何をしなければならぬかを明らかにすることができる。米国とロシアは、本質的には、保有核兵器を段階的に削減すれば十分だとしている。ほとんどすべての政府は、軍縮義務を履行するための広範囲にわたる措置を定めた国連総会決議を支持している。その中には、包括的核実験禁止条約（CTBT）、核分裂性物質に関する条約、検証・透明性・不可逆性といった諸原則の削減へ

今号の内容

特集：再び国際司法裁判所へ

1. IALANAの訴え
2. <誠実さ>とは—ベジャウイ元裁判長

クラスター爆弾禁止へ

<資料>オスロ条約抜粋訳

豪首相、核軍縮「国際委員会」を提案

<資料>ラッド首相講演録（抜粋訳）

〔連載〕いま語る—19

ケイトリン・ストロネルさん（神主）

の適用、安全保障体制における核兵器の役割の縮小、核戦力の作戦上の地位の低減などが含まれている。さらに、大多数の政府が、期限付きの枠組み、核兵器禁止条約、または廃絶に関する諸条約の枠組みの採択が必要だとしている。これらの政府が明白に、あるいは暗に主張しているのは、核兵器の撤廃を近い将来のうちに実現させべきだということである。一方で、核兵器国の中で、少なくとも、ロシア、米国、フランス、英国は、時間枠の設定や時間枠の設定につながるプロセスの開始に抵抗している。ICJは、核軍縮交渉の内容や時期についてのこのような論争に決着をつけるのに一役果たすことができるだろう。

II. 核軍縮義務が何を要求しているかを明らかにする中で、ICJは、おそらく、核兵器保有国はその義務を適切に果たしてこなかったことを知るか、あるいはそれを指摘するだろう。これは既に広く共有されている見解である。例えば、大量破壊兵器 (WMD) 委員会¹は「核兵器を保有するNPT締約国が…NPTの下で要求されている『誠実に交渉を行う』努力をしていないことは容易にわかる」と述べ、「核兵器国が同条約による軍縮義務を果たさず、また1995年および2000年の再検討会議で行った追加的な軍縮誓約を尊重してもいない結果として、NPTに対する信頼が喪失している」と指摘している。

III. IALANAは、ICJが核兵器による威嚇やその使用の合法性という問題を直接再考するよう要請されるべきである、と勧めているわけではないが、軍縮義務に関する意見は、この問題に関するICJの1996年の意見の結論と論拠を恐らく間接的に扱うこととなり、これらを多分改善することになるだろう。というのは次のような背景があるからである。まず、安全保障政策における核兵器の役割を低減するという2000年のNPTの誓約がある。より一般的には、核兵器による威嚇またはその使用の少なくとも一般的な違法性など、核兵器の不法性こそが、ICJが1996年の意見で軍縮義務について述べることになった主要動機であったという事実がある。例えば背景として国際人道法の問題が議論されるならば、1996年以来好ましい方向での進展がある。特筆すべきものとしては、国際刑事裁判所に関するローマ条約の発効やルワンダと旧ユーゴスラビアの特別法廷の決定がある。ジュネーブ条約の第一議定書その他に成文化された国際人道法はおおむね時と共に定着してきている。

IV. ICJはおそらく、軍縮義務が、イスラエル、インド、パキスタンなどNPTの枠外にある国を含めてすべての国に適用されることを確認することになるだろう。インド、パキスタンの二国は、国連総会決議の投票でその義務を受け入れてはいるが、この点に関してICJの意見が表明されれば、それはやはり有益である。ICJの意見は、これらの国々が軍縮・不拡散体制に組み入れられる方向に向かうのを助ける可能性がある。また、提案されている米印核協定がインドを恒久的な核兵器クラブの一員として認定しようとしているという感触があるとすれば、それを払拭する一助にもなる。イスラエルは核兵器の保有を公式には認めていないため、インド・パキスタンとは異なった立場にある。NPT第6条は核兵器を保有する国々だけではなく、すべてのNPT締約国に適用される。したがって、第6条に基づく軍縮義務は例外なく適用されるというICJの結論は、イスラエルがどのように分類されるかに関係なく、イスラエルもこの義務によって拘束されることを確認するものとなるであろう。それは、イスラエルが非核兵器国としてNPTに加盟するか、あるいは核兵器のない世界を創造するための追加的な条約体制の創設に参加するか、いずれでも支持することになるであろう。

V. ICJへの再提訴によって、非核兵器国は、2005年NPT再検討会議の失敗を頂点とする過去10年間の後退を乗り越えて、主導権を取り戻すことが可能になる。他の国際舞台とは異なり、ICJは核兵器保有国による妨害を受けない。国連加盟国はすべて等しくICJに出廷する権利がある。国連総会が勧告的意見を要請すれば、すべての加盟国がその審理に積極的に参加するようICJから懇請される。1996年の核兵器の案件では、45か国が陳述書を提出したり口頭陳述を行ったりしており、これは当時、ICJ史上最大の数であった。

VI. 1996年の勧告的意見から10年以上たつてICJに再提訴されることになれば、1996年の意見が歴史のゴミ箱に捨て去られるべき例外ではなくて、生きている現実であることが証明される。軍縮において法の役割を再生させることにもなる。南アフリカはナミビアの占領をやめる義務があるというICJの確認とそれに伴うアパルトヘイト違法の宣告は、一連の訴訟が同裁判所に提起されて初めて出されたものであることを想起するべきである。このように、軍縮過程におけるICJの役割は継続的なものであるとみなすべきである。

VII. 上述の諸点からわかるとおり、ICJの勧告的意見はおおむね軍縮に好意的なものとなるとIALANAは確信する。1996年の意見において全員一致で採択した軍縮義務を述べた結論を、ICJは既定の事実として扱うことはほとんど間違いない。ICJは自らが扱った案件において発展した法を守ることで知られている。ICJはまた、政治レベルで激しい論争のある問題に関して判断や意見を出すのに躊躇することもない。国連システムの一部として、ICJは、制度上のまた実際のところ憲法的に備わった軍縮に対するシステムの責任を反映する。裁判所の構成は1996年から変わってはいるが、好意的であることに変わりはない。

VIII. 軍縮義務の遵守に関する勧告的意見が出れば、軍縮の見通しに良い影響を与え、核兵器のない世界を目指す動きを再び活性化することになるだろう。また、国連システムおよびNPTの内部における討議を活気づけるだろう。さらに、経験からわかるように、核兵器国の最高レベルの高官が直ちにこれに従うことはないだろうが、それでも、これらの国や他の国々の担当官や外交官をとりまく環境の一部になり、一般国民や専門家の間で論じられるようになるだろう。例えば、英国はその政策を1996年の意見に合致したものとして公然と擁護し続けている。この意見は、ウェストポイントの米国陸軍士官学校で戦争法に関するカリキュラムに加えられており、米国のロー・スクールでは国際法の課程に盛り込まれている。意見が出れば、平和市長会議（「誠実な交渉義務推進キャンペーン」を展開している）やICAN（国際核兵器廃絶運動）といった団体や取組みによる市民社会の軍縮支援を盛り上げ、いっそう強力にすることは疑いない。一般に、勧告的意見が出れば、今はまだ見えていない他の好ましい進展と生産的な相互作用を及ぼし、好ましくない展開を前もって制止する助けになるだろう。(訳: 鶴飼礼子、ピースデポ) 

国際反核法律家協会 (IALANA)は、国際軍縮法と紛争解決機構の強化を通じて核戦争を防止することを目的として1988年に設立された。

訳者注

1 ブリクス委員会とも言う。スウェーデンの外交官で元国連イラク査察団 (UNMOVIC) 委員長ハンス・ブリクスを委員長とする。2006年6月に報告書を出版した。ピースデポ刊イアブック2007年版に勧告の抜粋訳。全訳「大量破壊兵器・廃絶のための60の提言」(岩波書店2007年9月)。

NPT 第6条に〈誠実さ〉を加えることの重要性

モハメド・ベジャウイ
(元国際司法裁判所長)



モハメド・ベジャウイ
1994~1997年、国際司法裁判所(ICJ)所長。1982~2001年、同判事。2004~2007年、アルジェリア外務大臣。そのほか、アルジェリア法務大臣やアルジェ法学校学部長などを歴任した。国際法の権威かつ実務家。

2008年5月1日、ジュネーブにおいて「核兵器廃絶のための世界法廷プロジェクト」が主催するシンポジウム「誠実さ、国際法、核兵器撤廃——ICJの貢献:かつて、そしてこれから」が開催された。以下のベジャウイ元ICJ所長の論考は、その時の基調報告からの抜粋である。彼が大幅に時間オーバーして基調報告を終えたとき、会場に溢れた聴衆は万雷の拍手を惜しまなかった。私も強く、長く、心から拍手を送った。彼の講演はよく準備されたものであり、一般の頭脳から出た啓示に溢れ、その上、人柄の誠実さと謙虚さがにじみ出たものであった。とりわけ貴重であったのは、「誠実に (in good faith)」という文言について正面切って熟慮し、論じたことであった。1996年のICJの中心的勧告「核軍縮交渉を誠実に追求し完結させる義務」に照らして、核保有国の過去12年の核軍縮実績を評価しようとするとき、「誠実に (in good faith)」という言葉に踏み込まなければならない。ベジャウイは、そのような聴衆の関心を十分に満足させた。

原文はフランス語であり、当日英訳が仮訳として配布された。本稿はその仮訳英文を基礎にしている。主催者は正式英文をウェブに掲載することを予告していたが、まだ実現していない。その意味で、本資料は予備的な段階のものであることを理解していただきたい。本文は5章よりなるが、ここでは「誠実さ」を論じた第IV章を一部割愛しながら訳出した。

第IV章は次の2節構成で議論されている。

1. 条約において〈誠実さ〉を書き込むことの一般的な重要性
2. NPTに〈誠実さ〉を加えたことの具体的な重要性

原文では多くの文献引用の出典が記されているが、以下では省略した。「」は文献引用の部分である。(梅林宏道)

シンポジウム「誠実、国際法、核兵器撤廃
——ICJの貢献:かつて、そしてこれから」

基調報告

第IV章 NPT 第6条に〈誠実さ〉を加えることの重要性

1. 条約において〈誠実さ〉を書き込むことの

一般的な重要性

この問題のある専門家はこう書いている。「〈誠実さ〉はこのような化学的添加物であり、形式的な機械的原則から、執行されるべきこと、あるいは行われるべきことを計測する具体的で物質的な原則へと進むことを可能にする。」(略)

A. 〈誠実さ〉は法の不可欠な媒介者

〈誠実さ〉こそ国際法の根本をなす原則であり、これがないければ全ての国際法は破綻してしまうだろう。ゲオルグ・シュバルツェンベルグは、それを「国際法から除去すると国際法それ自体が壊れてしまうような根本原則」と呼んだ。

しかし、クリスチャン・トマシャットは、「誠実さ」は公理のようなものであり経験的に検証できない性質を持っている、と考える。「誠

実さは経験的な方法によって観測することはできない。いかなる法システムにおいても常に存在している要素として、それは万人に要求される一定の正しい行為のあり方の合理的根拠になる。」(略)

ウィーン条約26条は「効力を有するすべての条約は、締約国を拘束し、締約国は、これらの条約を〈誠実に〉履行しなければならない」と述べ、また第31条は最初の節において「条約は〈誠実に〉解釈されるべきである」と述べている。これは、極めて基本的な国際法上の原則を成文化したものであり、いくつかの条約において基本原則の一つに数えられている。(略)

国家間の関係においては、〈誠実さ〉は例外的な重要性を占める。〈誠実さ〉は国際的な安定を保証する。なぜならば、それはA国がB国の行動を予測し、その結果、A国がB国の行動にそらえることを可能にするからである。〈誠実さ〉にはある「基準」がある。それは国家間の営みが変化するとともに進化する概念である。義務を決定し、義務にその質と次元を与えるのはこの基準である。〈誠実さ〉は証明を嫌い、前提とされるものであり、その反対物である〈不誠実〉は〈誠実〉を際立たせるものである。〈誠実さ〉は欺瞞、計略、攻撃の意図、恥ずべき動機、偽装、敵意など、おしなべて全てのごまかしを排除する。

B. 〈誠実さ〉は正当な期待を生み出す

(略)

〈誠実さ〉の本質的な特性は、それが、契約国が育んだ正当な期待に起因する法的な効果を持つということである。国際関係においては、誠実な行動を期待される国家は、それぞれの行動において相手の正当な期待を考慮に入れることを義務づけられる。それぞれの国家は、他国との関係において、このような期待を裏切られない権利—〈誠実さ〉によって生み出された権利を持つ。このようにして、〈誠実さ〉は正当な信頼を生み出す。

C. 信頼の観点からみた〈誠実さ〉

人間同士でも国同士でも、いかなる関係においても信頼は重要な役割を果たす。信頼がなければ国際社会はジャングルかカオスであろう。個人、国家、そして動物でさえも、先ず第一に欺瞞的な振る舞いを排除することによって社会秩序を受け入れる。(略)

2. NPTに〈誠実さ〉を加えることの具体的な重要性

NPTという特定の文脈においては、誠実さの原則は第6条の要求する交渉の全体を照らしているということをしかりと確認することができる。NPTに加盟するにあたって、全ての国は全面的かつ完全な軍縮に関わる交渉を誠実に追求する義務を、誠実に履行することに同意したのである。(略)

〈誠実さ〉が軍縮交渉にもたらす恩恵について考えるために、ここに〈誠実さ〉がどういった行動を意味し、要求しているのかを示してみよう。

A. 交渉に「誠実に」という条件を付けたことの重要性

- a) 交渉は、「適切に理解された誠実さ」、つまり、状況に応じた適当な期間にわたって維持されること、他の加盟国の利益を意識すること、受け入れられる妥協点を忍耐強く追求すること、などの「誠実さ」をもって、なされなければならない。
- b) 「交渉は次のような原則に基づいて行われなければならない。――交渉は意味のあるものでなければならず、公式手続のみであってはならない。意味のある交渉はどちらか一方が自分の立場を変更しようと考えず、自分の立場のみに固執するときには行うことができない。――交渉の当事国は、満足できかつ公平な結果を達成するために、合意の諸原則が適用されるよう行動する義務の下に置かれる。」
- c) いかなる意味合いにおいても、第6条の定める交渉への「誠実さ」の要求は無駄な常套句ではない。国際司法裁判所によれば、核軍縮のような重要な結果を考えながら行われた「誠実さ」への言及は、世界が巻き込まれる以上、問題の交渉に例外的な重要性を加えている。(略)

B. NPT その他既存の軍縮条約における、「誠実さ」の観点からの解釈

重大な利害が絡んでいる漸進的核軍縮のように重要かつ慎重に扱うべき領域では、主権国家であるどの国も、実際に合意した以上のことには拘束されないと理解している。「合意は守られなければならない」の原則は完全に受け入れられるべきだが、加盟国の主権が踏みじられてはならない。1969年の条約法に関するウィーン条約には、同条約の「誠実な解釈」にしたがえば、条約と加盟国主権の双方の尊重という不可欠な規則が含まれている。つまり、その31条1節において「文言の優越と文言への従順、しかし加盟国の意図を無視することなく」と定式化されている。(略)

C. NPT の目的と意図を保存しその統一性を尊重する義務

「誠実さ」は、NPT の目的と意図を損なうようないかなる行動、言説、イニシアチブも禁止する。条約の本質を傷つける効果を生むような措置は全て禁止する。誠実な行動とは、次のような一連の「行わない」義務、あるいは保存の義務の形をとる。

- a) NPT の目的や意図と相容れない行動を慎む義務 (略)
- b) NPT の意図と矛盾する法や規則を国内で制定することを慎む義務
- c) NPT の意図と明らかに矛盾する協定を締結することを慎む義務
- d) NPT の統一性を尊重する義務。(略)

NPT の目的や意図を保護するのに適した行為の一例は、SALT II 合意であろう。ソビエトによるアフガニスタンへの侵略が、まさに米国上院がこの条約を検討しようとした瞬間に起こった。SALT II の批准がそのような不運な状況によって危うくなることを恐れたカーター大統領は、上院に対して検討を延期するよう求めた。そして国務省は1980年1月4日に次のような宣言を発するが、それによって、米国とソビエトはNPT の目的や意図を保存しようとしたのである。「国際法の下においては、国家は批准を前提に署名した条約の目的や意図を損なうような行動を慎まなければならないという見解を、米国とソビエトは共有している。」

D. NPT の実現のためにあらゆる積極的措置をとる義務

「誠実さ」は、それぞれの加盟国が、個別的に、または加盟国以外の国家も含めた他の国家との協力の下に、核軍縮というNPT の目的に向けて国際社会が少しでも近づけるよう積極的な措置をとるこ

とを要求している。NPT は、積極的に、すなわちNPT の正しい履行に役立つという意味において、行動する一般的かつ永久的な義務を全加盟国に課している。

世界的な核軍縮のような極めて重要な領域に関わる条約における「誠実さ」の言及によって、「誠実さ」は従来にはない緊急性のある意味を帯びている。それは、国際社会全体の根本的な価値を保護し、国際的公共秩序を強化する任務がかかっている以上当然のことである。(略)

E. 「誠実に」協力する一般的な義務

「誠実さ」はNPT 加盟国間の協力についての一般的な義務を暗に意味している。核廃絶の文脈の中では、「誠実さ」はこの協力義務を特に重視し、ますます緊急性のあるものになっている。加盟国は、いずれこの巨大な軍縮努力において直面する相当な困難の解決に向けた協力するため、適切なレベルでの話し合いを必然的に維持しなければならない。(略)

F. 情報とコミュニケーションの一般的な義務

全体的な協力義務の枠組みの中において、以下のような理由でますます緊急の必要性を帯びる義務――情報の義務、が存在する。その理由とは、誠実に行動する加盟国にとって他の加盟国の懸念を完璧に知ることが困難だということである。国防に関わる問題は事実上国家機密として封印されてしまう。当然のことながら、この情報の義務は防衛機密を明らかにすることや、それによって他の加盟国に対して利益を得ようとするためではない。そうであれば、「誠実さ」に反することになるだろう。(略)

G. 妥協する義務

NPT は「交渉の法 (pactum de negociando)」である。「交渉の法」といっても、法的な結果を伴わないものではない。それは、たとえ当初強力に主張していた立場を放棄することを意味したとしても、妥協によって相互が満足できる解決をもたらすために、双方が誠実に努力をすることを意味する。(略)

H. 手順の悪用の禁止

手順の悪用は一般的に受け入れ難い行為に基礎を置いている。それは、核軍縮のような重要な分野において現れるとき、とりわけ深刻になる。「誠実さ」は欺瞞や偽りなどあらゆる兆候の手順の悪用を禁止する。他者の「誠実さ」から、いかなる方法であれ優位を引き出そうと意図した交渉は、悪意となる。

しかし、証明することは非常に困難で微妙である。

I. 誠実な交渉の正当化されない終結

交渉に要する時間はさまざまであり、核軍縮の場合は、解決すべき問題の非常に複雑性と問われていることの例外的な重要性に鑑みれば相当の時間を要することになるだろう。私たちは軍縮の間際に至っているとは言えないにもかかわらず、世界はこの領域における交渉が何十年も続いてきたことを知っている。

2005年の再検討会議後、世界は警告すべき交渉の停止を目撃した。確かに言えることはひとつである、明らかに正当でない交渉の決裂は、「誠実さ」に根本から矛盾する。(訳: 畑宗太郎、ピースデポ) **M**

2010年に向けて

ラッド豪首相、核軍縮「国際委員会」を提案

—日本も共同イニシアティブ

オーストラリアのケビン・ラッド首相は、6月9日、広島に続く訪問先の京都での講演で、「核不拡散及び軍縮に関する国際委員会」を設立するとの提案を発表した。提案は、「核兵器が・・・決して使用されることはないという主張にはなんの信憑性もない。唯一完全な防衛法は、核兵器を廃絶し絶対に二度と作らないという保証を得ることしかない」と結論づけた「核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会」(以下、「キャンベラ委員会」)報告¹に再び命を吹き込もうというものである。関連部分の抜粋を下の囲みに紹介する。

「より良い世界をともに築く」と題された講演では、日豪両国が共同で取り組むべき課題として、気候変動や食料・エネルギー安全保障に先んじ、核兵器の問題が取り上げられた。「過去10年にわたり、世界は核兵器の問題に十分な注意を払ってこなかった」との認識を示したラッド首相は、核拡散の脅威を強調し、「核兵器のない世界という究極の目標」に向け、核不拡散条約(NPT)を強化していくことが必要だと訴えた。さらに首相は、「唯一の被爆国」であり、巨大な原子力産業を抱える日本と、世界最大といわれるウラン埋蔵量を持つオーストラリアの両国には、この問題に取り組む「特別な資格がある」とした。首相はまた、シュルツ元国務長官らのアピール²を引用し、「新たなアプローチ」に取り組むことの重要性を強調した。

委員会の目的は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議の成功に向けた気運を生み出すことにある。具体的には、90年代に豪日のイニシアティブでそれぞれ設立された「キャンベラ委員会」と「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」³の両報告書について、「何が達成されたか」「残る課題は何か」を検討し、将来に向けた行動計

ケビン・ラッド首相の講演
「より良い世界をともに築く」(抜粋訳)
2008年6月9日、京都大学

(前略)

また、オーストラリアと日本は、核兵器という長期的課題に関する世界的な考察の先頭に立ってきた。1990年代、オーストラリアは「核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会」を設立した。1990年代の終わりに、日本は「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」を立ち上げた。これら2つの機関が生み出した報告書は、その後、核軍縮をめぐる国際社会の努力の基準となった。私は、これらの報告書が提起した課題をもう一度見直し、それらが到達した結論のいくつかを再検討すべき時が来たと考えている。

NPT再検討会議が2010年に開催される。それは、締約国が、条約の目的に向けてどのような前進があったかを評価し、諸条項を強化する方法を検討する5年に一度の会議である。ヘンリー・キッシンジャー元米国務長官が2007年に述べたように、核不拡散は今日の世界が直面する最も重要な課題である。再検討会議までに、我々はNPTをいかに強化し、どうすれば目標に向かって前進できるかについて、真剣に考えてゆかねばならない。本日この場で、オーストラリアはギャレス・エバンズ元豪外相を共同議長とする「核不拡散及び軍縮に関する国際委員

会」の設立を提案することを明らかにする。同委員会は、我々が何をどこまで達成しており、なすべきことがどれだけ残っているかを検討して、今後に向けた行動計画案を生み出すために、キャンベラ委員会及び東京フォーラムの両報告書を再検討することになるだろう。委員会は、オーストラリアが主催して2009年の終わりに開催される大規模な国際専門家会議において報告を行う。委員会の作業に対する日本の関与について、日本側と協議することを楽しみにしている。

オーストラリアと日本はまた、この重要な国際議論を前進させるために、不拡散及び軍縮に関するハイレベル協議を発足させることに合意している。委員会並びにそれに続く会議によって、2010年NPT再検討会議への道を切り拓いてゆきたい。我々はただ何もせず傍観し、また一つの再検討会議が成果なく終わること、あるいは、もっと悪いことには、崩壊を始めることを許すわけにはいかない。そうなるには、NPTはあまりにも重要な条約である。

核不拡散という目標はきわめて重要である。これらの努力を持ってしても、成功の保証はない。だからといって、我々はあらゆる外交努力を講じないわけにはいかない。こうした見解は、戦略的政策におけるユニークな経験を持つ人々が共通して持っているものである。米国では、ジョージ・シュルツ、ヘンリー・キッシンジャー

元国務長官、ウィリアム・ペリー元国防長官、サム・ナン元上院軍事委員会委員長が1月のウォールストリート・ジャーナル紙に掲載された重要な論説のなかで次のように述べた。「核兵器、核の知識、また核物質が加速して拡散した結果、私たちは今危うい核の崖っぷちに立たされている。・・・現在我々がこの脅威に対してとっている対処措置は適切ではない」。本日の議論に関連して、この米著名人グループは将来に向けた措置を提案している。彼らによれば、我々がなすべきことは次の通りである。

- ・NPT遵守を監視する手段を強化する。これはIAEAによって作成された監視条項を追加することを全NPT署名国に要求することによって達成できるであろう。
- ・核エネルギーに関する関心が高まっていることを踏まえ、核燃料サイクル管理のための国際システムを開発する。
- ・CTBTの発効を促進するプロセスを採択する。

NPTとIAEAの再活性化を不可欠な要素とする新しいアプローチが、今こそ求められている、
(後略)
(訳:ピースデポ)

www.pm.gov.au/media/Speech/2008/speech_0294.cfm

画を策定する。委員会の検討結果は、09年末に豪政府主催で開催される国際専門家会議において報告される。

首相が委員会の共同議長に指名したギャレス・エバンズ元外相は、「キャンベラ委員会」の設立に尽力した人物であり、03年にスウェーデン政府のイニシアティブで設立された「大量破壊兵器委員会」(プリクス委員会)の委員の一人でもある。元外相は、「核兵器禁止条約」制定を強く支持していることでも知られている。6月10日付の「オーストラリアン」(電子版)は、今回の委員会が、20年に及ぶかもしれない新条約の交渉プロセスの一步となりうる、との同氏の発言を紹介している⁴。

昨年12月の発足以来、ラッド首相率いる労働党政権は、ANZUS同盟を維持しつつも、イラク派遣部隊の撤収、インドへのウラン売却禁止など、米国と一線を画す決定を次々に行った。今年4月のNPT再検討会議準備委員会では、「適切なタイミングで、国際社会は、核兵器の究極の廃絶に向け、核兵器禁止条約の可能性を含む、補完的な法的枠組みを検討していく必要があるだろう」と、極めて慎重な表現ながらも「核兵器禁止条約」への支持に初めて言及した⁵。

6月12日の日豪首脳会談で発表された共同声明は、両国が核不拡散・核軍縮についてのハイレベル協議の設置に合意したことを明らかにし、日本が国際委員会の設立を「歓迎した」と述べた⁶。7月9日に洞爺湖で再びラッド首相と会談した福田首相は、日本もともに国際委員会のイニシアティブをとることを表明、あわせて川口順子元外相を共同議長とする旨を伝えた。

ともに自国の安全保障を米国の核抑止力に依存している日豪両国が、2010年に向けて「核兵器のない世界」に向けた国際的気運をいかに生み出してゆくか、今後の進展に注目したい。(中村桂子) **M**

注

- 1 www.dfat.gov.au/cc/cc_report_intro.html ピースデポ・イアブック1998年版に要旨訳。
フランス核実験後の1995年11月にポール・キーティング元首相の提案で設置される。5核兵器国を含む12か国から17人の有識者が参加した。
- 2 本誌297号(08年2月1日)に全訳と解説。
- 3 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t_forum99/
- 4 www.theaustralian.news.com.au/story/0,25197,23840040-12377,00.html
- 5 www.un.org/NPT2010/SecondSession/statements.html
- 6 www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/visit/0806_ks.html
- 7 www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/fisit/0807_sk.html

クラスター爆弾 禁止条約 採択

国際人道法の進歩 —問われる日本政府の姿勢

数多くの民間人犠牲者を生んでいる非人道兵器・クラスター爆弾を禁止する条約づくりを目指した国際会議が、5月19日から30日までアイルランドのダブリンで開催され、クラスター爆弾禁止条約（以下、オスロ条約）が全会一致で採択された。07年2月に「オスロ・プロセス」がスタートしてから1年余り、当初目標に掲げた08年中の条約成立を実現する大きな成果である。

「山をも動かす力」

ダブリン市内中心部にあるクローク・パーク競技場で開催された会議には、111か国の参加国のほか、オブザーバー参加として19か国の国々と国際機関、赤十字国際委員会（ICRC）、そして禁止条約づくりを主導したNGOである「クラスター爆弾連合」（CMC）が参加した。アメリカ、ロシア、中国、インド、パキスタン、イスラエルなどは参加していない。

採択された条約については、その達成度に高い評価が与えられている。だが、条約案の作成過程は決して平坦な道のりではなかった。CMC共同代表のステーブ・ゲースは30日の会議閉幕後の記者会見で次のように述べた。「条約は、人類が山をも動かす力をもっていることを示している。その力は山だけでなく、イギリス、ドイツ、フランス、そして日本さえも動かした¹。事実、これら米国と同盟関係にある主要国は「禁止範囲」を限定しようと様々に画策した。

ほぼ全面禁止とした「定義」

オスロ条約では次の5条件を全て満たすもの以外を禁止対象として定義した。すなわち、①収容する子爆弾数が10個未満、②子爆弾の重量が4キロ以上、③目標を識別し攻撃する機能を

有すること、④電子式自己破壊装置付きであること、⑤電子式自己不活性化装置付きであること、である。報道されたとおり、この定義によってこれまでに使われたクラスター爆弾についてはほぼ全てが禁止対象となった。

会議では「民間人に受け入れがたい苦痛をもたらすクラスター爆弾」の禁止を謳った07年2月の「オスロ宣言」の解釈を巡って紛糾した。CMCは、会議初日の全体会合におけるステートメントで、前記例外規定を満たす兵器は「理論的には、無差別性や不発弾といった点からクラスター爆弾と同様の有害な影響を持たないかもしれない」と述べたが、こうした技術を過信することは危険であるとして「例外」を認めることに反対した²。例外とされることになった「最新型」は「無差別な広範囲にわたって影響力を持たず、過剰な不発弾も出ないことから、『クラスター爆弾』とは見なせない」という見方もあるが、その妥当性には疑問も呈されている³。軍事アナリストのマーク・ギャラスコは、バスラやレバノンで使用された自己破壊装置付きのM85は公言されていたよりも10倍も高い不発率であったことを挙げて自己破壊装置は機能しない可能性があるとして主張した。ギャラスコはまた、イギリスが自らが保有するクラスター爆弾は「サッカー場大」ではなく「民家数戸分のエリア」しか爆撃できない、子爆弾9個の爆弾は600個の爆弾と同等に悪いとは言えない、などと主張していることに関して、そうした爆弾も使われるときは一発しか発射されないということではなく、アパッチ・ヘリコプターでは684個のクラスター爆弾を運ぶことができるのであるから結果は同じである、と主張している⁴。「例外」とされた「最新型」クラスター爆弾にはSMArt-155やBONUSなどが含まれるとされるが、「最新型」の全容は明らかでなく、今後の調査が求められる。

クラスター爆弾とは

「クラスター」とは英語でぶどうの房を意味する。「クラスター爆弾」には確定した定義はないが、外務省は「一般的には、多量の子爆弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子爆弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等」としている^{*}。親爆弾の中に数個から2000個くらいの子爆弾を含み、落下中に子爆弾を飛散させてサッカー場数個分の「面」を攻撃、戦車群や飛行場などを破壊させる。これまで使用されてきたクラスター爆弾は子爆弾の不発率が1割～3割と言われ、不発弾は戦闘終了後も一般市民を被害に巻き込み続ける。

第一次世界大戦の時期に考案され、第二次大戦ですでに使用されていた。ベトナム戦争で大量に使用され、その後、湾岸戦争、コソボ空爆、アフガニスタン攻撃、イラク攻撃と繰り返し使用されている。現在、クラスター爆弾を使用したことのある国は少なくとも14か国、製造している国は28か国、保有している国は75か国にのぼる^{**}。

注

※ 外務省『日本の軍縮・不拡散外交』（平成20年度版）、156頁。

※※ NGO「クラスター爆弾連合」HP。www.stopclustermunitions.org/the-problem/countries/

「犠牲者支援」を独立条項に

次に、備蓄されているクラスター爆弾の廃棄（第3条）とクラスター爆弾の残存物（不発弾など）の除去・廃棄（第4条）の期限については、前者は8年以内とされ、4年の延長期間と「例外的状況」においてさらに4年の再延長を認めており（最大16年）、後者では10年以内を期限として、延長期間5年と再延長が最大5年まで可能としている（最大20年）。また、ドイツや日本などはクラスター爆弾の保有・使用について猶予を認める「移行期間」を盛り込もうとして動いたが、「条約の意義そのものを掘り崩すものだ」とする圧倒的多数の途上国やCMCなどの反対の結果、盛り込まれることはなかった。

オスロ条約でもっとも高く評価できるのは、犠牲者支援について独立の条項を設けた点である。対人地雷禁止条約（オタワ条約）では犠牲者に対する支援は、国際協力・声援を定めた条項の中で触れられるにとどまり、その実施や報告義務については定めがなかったが、オスロ条約では第5条を犠牲者支援の条項として独立させ、「医療、リハビリ、精神的支援および社会的、経済的復帰支援を含む年齢およびジェンダーに配慮した支援を適切に供給する。各締約国は、クラスター爆弾犠牲者に関する正確で妥当なデータの収集に全力を尽くす」とした。関連して「定義」を定めた第2条第1項で「クラスター爆弾犠牲者」について肉体的あるいは精神的傷害に加えて「経済的損害、社会的疎外または権利実現の実質的損失に苦しむ者全て」とし、その範囲を「家族や地域集団も含む」として広範に定義していることが注目される。締約国が行う支援については第6条で定め、透明性に関する措置を定めた第7条において締約国の支援に関する報告を義務づけている。

条約の抜け穴―「相互運用性」

こうした前進の一方で、オスロ条約が抱える最大の弱点は「相互運用性」(interoperability)に関する問題である。米国と同盟関係にある諸国は、米国との共同軍事演習や軍事行動への参加の際に、米軍がクラスター爆弾を使用した場合、自国の軍隊や国民が刑事罰の対象になりうるという点に懸念を示し、「相互運用性」を規定することを主張していた。この問題に関する非公式会合は「締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、何れかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること」を禁止する第1条の規定をめぐる紛糾した。多くの途上国やICRCは、オタワ条約や化学兵器禁止条約(CWC)にも同様の条項があるのに、クラスター爆弾だけを特別扱いすることは「悪しき前例」を作ることになるとして反対、CMCもオタワ条約と同様に各国が宣言や国内法を通じて解決すればよい問題だと反論した。

結論的には、第1条の文言修正は行わず、新たに第21条に「非締約国との関係」を規定し、その中で非締約国の条約加盟を奨励する一方で、締約国が非締約国との軍事協力や軍事行動を行うことを容認する規定を設けた(同条第3項)。この条項の問題点として、「第1条の規定にかかわらず」という文言から、締約国が非締約国によるクラスター爆弾使用などを故意に援助することも容認されると解釈される恐れがある点が指摘できよう。そうした解釈をとるならば、締約国の領域内での備蓄やクラスター爆弾搭載艦の寄港などが容認されることとなり、具体的には在日米軍基地における備蓄や米軍が沖縄で繰り返し行っているクラスター爆弾を使用した演習も放置されかねない。スティープ・グースはこの第21条について「唯一の汚点」と指摘し、条約が「故意の援助」や「締約国領域内における保有・備蓄」を容認していないという「共通認識」を締約国が公式に表明すべきだと提起している⁵。

外から圧力をかける米国

上述のように、ダブリン会議に参加した米国の同盟諸国は条約を弱めるような提案を数多く提出したが、その背景には米国政府の圧力があつたものと見られている。5月21日にはスティープン・マル米国防務次官補代理が「相互運用性」を尊重する規定がないまま条約が採択された場合、「アメリカの軍艦は技術的にPKOにも、現在、大地震後の中国やサイクロン後のミャンマーで行っているような災害救助や人道支援にも、東南アジアでの津波の後、04年12月に我々がやった全てのことに参

加できなくなる」と述べた⁶。これは、もし「相互運用性」の規定がない場合、締約国はクラスター爆弾を搭載・所持している艦船や部隊の寄港を禁止するだろうから、米軍の活動展開に支障を来すという主張である。米国政府はこうした自らの立場を主張して条約作りに圧力をかけるため、ダブリン会議の会期中、各国の米国大使は各国政府へのロビー活動を展開しており、また、ライス国防務長官やブッシュ大統領までもが各国政府に電話をかけていたのである⁷。

米国の圧力の影響を大きく受けた同盟諸国も会議のプロセスの中で多くの譲歩を余儀なくされ、またイギリス政府のように方針を大きく転換する国も現れた。ダブリン会議にあたってイギリスのブラウン首相は国防省に対して、現在保有しているクラスター爆弾について「市民へのリスクがないかどうか」を再評価するように指示を出し、ダブリンのイギリス政府代表にも「市民に受け入れがたい危害を加えるクラスター爆弾を徹底して禁止するように」働くよう指示していたという⁸。こうした姿勢はダブリンのイギリス政府代表の態度をすぐには変えなかったが、最終的にイギリスは条約賛成に回った。

問われる日本の姿勢

そうした中で日本政府代表団は、ダブリン会議では21名という最大の登録団員を擁したが、「安全保障と人道のバランス」を唱え、ドイツとともに移行期間の設置を主張したのをはじめ、定義や相互運用性についても条約を弱める様々な提案を行った。5月28日には、福田首相の政治判断によって条約案採択に賛成することを決定したと報じられたが(『朝日新聞』08年5月28日夕刊)、背景となったのはイギリス、フランス、ドイツが賛成に回ったことと第21条が設置され、米国との軍事協力や共同作戦への障害が取り除かれたと判断したことがあると見られる。

今後条約は、08年12月にオスロで開かれる調印式を経て、30か国が批准を終えてから6ヶ月後に発効することとなる。

イギリス政府はすでに、米国に対して、オスロ条約が定める保有爆弾の廃棄期限である8年以内に、イギリスの領土からそのクラスター爆弾を撤去するように要請するだろうと示唆している⁹。この点では、米軍による沖縄でのクラスター爆弾を使用した演習や在日米軍基地における米軍のクラスター爆弾の備蓄・使用に対する日本政府の態度が問われている。しかし、この点に対する態度を明確にしない一方で、日本政府は、陸自・海自が保有する4種類のクラスター爆弾が廃棄対象となったことを受けて、早速来年度から「最新型」のクラスター爆弾の調達を開始することを決定した(『読売新聞』08年6月22日)。だが、オスロ条約採択にあたって考えられるべきは、本当に日本の「防衛」にとってクラスター爆弾は必要なのか、非人道兵器を「防衛」の名の下に保有することが果たして本当に正しい選択なのか、ということである。「安全保障と人道のバランス」という言い回しで、この問いから逃避することは許されない。

(吉田 遼) M

注

- 1-7,9 出典:NGO「人権ウォッチ」(<http://hrw.org/>)のニュース・リリース。1はhrw.org/english/docs/2008/05/30/global19099.htm。
- 2以下は、下線部の日付を以下に置き換えてアクセス。2:05/19, 3:05/28, 4:05/23, 5:05/28, 6:05/22, 7:05/28, 9:05/30。
- 8 5月21日首相報道官記者会見。www.number-10.gov.uk/output/Page15599.asp

クラスター爆弾禁止条約 (抜粋訳)

2008年5月30日

(前略)

第1条 一般的義務と適用範囲

1. 各締約国はいかなる状況においても、次のことを行わないことを約束する。

- (a) クラスター爆弾の使用
- (b) クラスター爆弾を開発、製造、取得、備蓄、保有、もしくは直接・間接を問わずいづれかの者に譲渡すること
- (c) 本条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、何れかの者に対して、援助し、奨励または勧誘すること

2, 3 (略)

第2条 定義

本条約において

1. 「クラスター爆弾犠牲者」とは、クラスター爆弾の使用により、殺害されたり、あるいは肉体的・精神的負傷、経済的損害、社会的疎外または権利実現の実質的損失に苦しむ者すべてを意味する。クラスター爆弾により直接被害を受けた者およびその影響を受ける家族や地域集団も含むものとする。

2. 「クラスター爆弾」とは、重量20キログラム以下で子爆弾の散布・発射目的で設計された通常爆弾を意味し、その子爆弾も含む。以下は含まない。

- (a) 照明弾・発煙弾・発火弾・チャフを放出するように設計された爆弾または子爆弾あるいは防空目的に限定されて設計された爆弾
- (b) 電気・電子的影響を生じさせる目的で設計された爆弾または子爆弾
- (c) 無差別な地域的影響や不発の子爆弾によってもたらされる危険を回避するために、以下のすべての性質を持つ爆弾
 - (i) 収容する子爆弾数が10個未満の爆弾
 - (ii) 子爆弾の重量が4キログラム以上
 - (iii) 単体の目標を識別し攻撃する機能を有する
 - (iv) 電子式自己破壊装置付きである
 - (v) 電子式自己不活性化装置付きである

3-15 (略)

第3条 保有、備蓄されているクラスター爆弾の廃棄

1. 締約国は、国内法令に従い、自国の管轄及び管理下にある全てのクラスター爆弾を実践用として保有する他の爆弾から切り離し、これを廃棄すべきものとして区分する。

2. 締約国は、第1項でいう全てのクラスター爆弾につき、本条約が自国に対し効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも8年以内に、廃棄またはその廃棄を確保することを約束する。各締約国は、公衆環境衛生保護のため、その廃棄方法の適用国際基準への適合を確認することを約束する。

3. 締約国は、第1項の全てのクラスター爆弾を、本条約発効後8年以内に廃棄または廃棄を確保できない場合は、締約国会議または再検討会議に対して、最高4年までの期間延長を申請することができる。締約国は、例外的状況においては、さらに追加で最高4年まで期

間延長を再申請することができる。申請された延長期間は、当該締約国が本条第2項の義務を履行するのに必要最低限の年数を超過してはならない。

4-8 (略)

第4条 クラスター爆弾の残存物の除去・廃棄及びリスク低減教育

1. 各締約国は、以下の事項に従い、自国の管轄または管理下にあるクラスター爆弾汚染地域内におけるクラスター爆弾の残存物の除去・廃棄、あるいは除去・廃棄の確保を約束する。

(a) 本条約が締約国に対し効力を生じた時点で、クラスター爆弾の残存物が自国の管轄または管理下にある場合、このような除去・廃棄をできるかぎり速やかに、遅くとも本条約発効日より10年以内に完了させる。

(b) (c) (略)

2. 各締約国は、本条第1項の責務履行において、国際協力及び支援に関する第6条の規定を考慮し、できる限り速やかに以下の措置をとる。

(a) 自国の管轄・管理下の全てのクラスター爆弾汚染地域の特定に全力を挙げ、クラスター爆弾の残存物がもたらす脅威を調査・査定・記録する。

(b) 危険表示、文民保護、除去・廃棄におけるニーズを評価し優先順位をつけ、様々なリソースを活用する措置を講じ、国家計画を立てる。これらの実行に向けては、必要に応じて既存の組織・経験・方法論を基盤とする。

(c) (略)

(d) 自国の管轄・管理下のすべてのクラスター爆弾の残存物を除去または廃棄する。

(e) クラスター爆弾汚染地域内及び周辺住民に対して、このようなクラスター爆弾残存物によるリスクについて認識させるためのリスク低減教育を実施する。

3. 各締約国は、本条第2項でいう活動の実施において、国際地雷対策基準 (IMAS) を含む国際基準に準拠する。

4-8 (略)

第5条 犠牲者支援

1. 締約国は、自国の管轄・管理下の地域におけるクラスター爆弾犠牲者に対しては、国際人道法及び国際人権法に基づき、医療、リハビリ、精神的支援および社会的、経済的復帰支援を含む年齢およびジェンダーに配慮した支援を適切に供給する。各締約国は、クラスター爆弾犠牲者に関する正確で妥当なデータの収集に全力を尽くす。

2. 本条約第1項の責務履行において、各締約国は、

(a) クラスター爆弾犠牲者のニーズについて評価する。

(b) 必要な国内法及び政策を策定・実施・強化する。

(c) 関連する当事者の特定の役割や貢献を尊重しつつ、既存の障害者・開発・人権の国家的枠組みおよびメカニズムのなかに組み込むことを念頭に置きつつ、時間枠を含む国家計画と予算を策定する。

(d) 国内外のリソースを活用する措置を講じる。

(e) クラスター爆弾犠牲者に対して、または

クラスター爆弾犠牲者の中で、あるいは、クラスター爆弾犠牲者とその他の要因による損傷・障害をこうむった人々との間で差別をしない。治療における差異は、医療上・リハビリ上・精神的・社会経済的ニーズにのみ基づくものでなければならない。

(f) クラスター爆弾犠牲者及びそれらの人々を代表する組織と緊密に協議し積極的に関与させる。

(g) 本項の実施に関する事項の調整のため、政府内において担当部署を任命する。

(h) 医療・リハビリ・精神的支援及び社会経済的統合に関する関連ガイドラインや適正規範を含める努力する。

第6条 国際協力及び支援

1. 本条約の義務を果たすにあたって、各締約国は支援を求め、または受けることができる。

2. 該当する立場にある締約国は、本条約の義務履行をめざして、クラスター爆弾の被害を受けた締約国に技術的、物資的及び財政的支援を行う。このような支援は、とりわけ、国連機関、国際的、地域的あるいは国内の組織や機関、非政府組織や機関、あるいは二国間ベースによって供与される。

3-7 (略)

8. 該当する立場にある締約国は、被害を受けた締約国において、クラスター爆弾使用の結果として要求される経済的及び社会的復興に資する支援を提供する。

9-12 (略)

第7条~第20条 (略)

第21条 非締約国との関係

1. 各締約国は、本条約に対するすべての国の支持を得るという目標を持って、非締約国に対して本条約の批准、受諾、承認、加盟を奨励する。

2. 各締約国は、本条第3項に照らして、本条約における義務についてすべての非締約国政府に通告し、本条約が確立する規範を促進し、非締約国にクラスター爆弾を使用させないよう最善の努力を払う。

3. 本条約第1条の規定にかかわらず、締約国とその軍構成員あるいは国民は、国際法に則り、本条約が締約国に禁止している活動に従事する非締約国と共に軍事協力や軍事行動に従事することができる。

4. 本条第3項は締約国に以下のことを認めるものではない。

- (a) クラスター爆弾を開発、製造あるいは取得すること
- (b) 自らクラスター爆弾を備蓄あるいは譲渡すること
- (c) 自らクラスター爆弾を使用すること
- (d) 使用する爆弾の選択が自らの専権に属する場合に、クラスター爆弾の使用を明示的に要求すること。

第22条、第23条 (略)

(訳: 吉田遼、ピースデポ)

www.clustermunitionsdublin.ie/pdf/ENGLISHfinaltext.pdf

「いただきます」の 言葉に 込める 命の重さ

神主
ケイトリン・ストロネルさん



写真: 数玲子

「金刀比羅宮で神主の資格をとった2人目の外国人」ということで、よく不思議がられるんですよ(笑)。神道に興味があるのはわかるけれど、「なぜ神主にまで？」って。

入り口は「環境問題」だったんです。東京都高尾山の近くにある金刀比羅山の開発計画を中断させた市民運動を研究していて、そのなかで出会ったのが浅川金刀比羅神社でした。そこでは毎月第1日曜のピクニックなどいろいろな活動が行われ、外国人もたくさんいて、神社を中心にユニークなコミュニティが作られていました。「この山を守りたい」という気持ちで人々が集まってくるんです。言葉や習慣は違って、山の美しさは共通ですから。

この神社に古くからいらっしゃる神主の方は、実は元特攻隊員なんですよ。その方は私に、「天皇陛下バンザイ！」って友人たちが次々に自殺していったことを、怒りで体を震わせながら話してくれました。いかに自分が戦争を憎んでいるか、そして平和を望んでいるか、と。それで私は正直に疑問をぶつけてみたのです。じゃあ、あなたはなぜ神主なんですか。神道こそいけなかったのではないのですか？

正直なところ、私は神道に対して、日本人が洗脳された「国家神道」という悪いイメージしか持っていませんでした。でもその方が、確かに私たちは洗脳されていたけれど、それは神道の本当の姿ではないのですよ、とおっしゃったのです。それがきっかけで、じゃあ神道って何なのだろうと興味を持ちました。でも神道にはバイブルがありませんから、勉強するにしてもとても難しい。ならば自ら体験していくしかないと思い、思い切って神主になる修行を始めたのです。

今まさにイスラム教は平和的ではないというイメージが作られていますよね。歴史を紐解けば、どの宗教も権力者にとっては「狙いどころ」なんです。宗教って人間の根本的な部分に繋がっていますから、そこを掴めば人をコントロールできる。ナショナリズムを作り上げることもできる。そして今もまた、戦争の前と同じような動きがあります。神道がまた利用されてしまうかもしれない。それだけは絶対に避けなければいけないと思っています。

だからと言って宗教は駄目、ということでは解決にはなりません。宗教は、その国の文化や歴史、人の心にまで入っているものですから、単に教えない、ということだけでは駄目だろうと思います。例えば、「いただきます」って本当に美しい言葉ですよ。みんなに感謝を持って、「自然」に私が生かしていただいているという考え方。他の国の言葉には見当たりません。これは神道の考え方そのものなんです。神道のいいところを認めて、ちゃんと伝えたいほうがいいと思うのです。

とはいっても、今の学校で教えるということは難しいですね。先生も自由にものが言えなくなっている。そこで金刀比羅では、一つの試みとして金刀比羅大学というのを作りました。これまで神社というのは、自ら行動を起こすことはあまりなかったのです。でもこれから先、神道がまた権力に利用されることのないように、私たち自身が「発信」していかなければいけない、そう考えました。月1回スピーカーを呼んで、神道ってなに？を幅広い観点からみんなで考えたりしています。ローカルなレベルでのとり組みは、とても大事なことなんですよ。宗教を権力の手へ渡さない、自分たちのものにしていく、ということですから。

神道って、そもそも「対立」とは無縁なのです。あっちの神様は正しくて、こっちの神様は悪い、ということはありません。今の世界では、権力者が無理やり「敵」を作らざるを得ない。それに対抗していくパワフルな考え方は、誰でも、どんな宗教でも、どこに住んでいても、私たちはみんな生きていて、みんな一緒なんだ、というものではないでしょうか。

それから、すべてのものに命がある、という考え方はすごいんですね。タワシだって、古くなって捨てるときに、ご苦労さまって感謝してから捨てる。英語だと、どうしても人間が一番偉くて、人間が利用するための「Nature」なんですよ。ところが、日本語のもともとの「自然(じねん)」という言葉は、別に誰が偉いとかではなくて、ありのまま、みんな平等なのです。人は自然に感謝するし、畏れも感じる。命あるものの一つとして、自然とともに生きていく感覚が、日本人のなかには残っていると思います。いま環境問題が注目を集めていますけれど、もっとDNAレベルで「知っている」のかもしれないですね。無意識に「いただきます」を言っている人も、もしその言葉のすごさにちょっと気づいたら、世界を見る目が変わるのではないかしら。そこに希望があるように思うのです。(談。まとめ: 中村桂子)

ケイトリン・ストロネル

オーストラリア出身。神主、環境運動家、雑誌「ニュー・インターナショナルリスト・ジャパン」発行人と多彩な顔を持つ。現在はインドのパラナシ在住で、インド国内のHIV政策について研究を進めている。

日誌

2008.6.6~7.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / NYT=ニューヨーク・タイムズ / PKO=国連平和維持活動 / WP=ワシントン・ポスト

- 6月6日 イスラエルのモファズ副首相兼運輸相、「イランが核兵器開発を継続した場合、イランを攻撃する」との見方を示す。
- 6月9日 ラッド豪首相、京都での講演で、「核不拡散及び軍縮に関する国際委員会」の設立を提案。(本号参照)。
- 6月10日 北朝鮮が「反テロ闘争において、尊厳ある国連加盟国としての責任と義務を果たすことを表明する」と宣言。
- 6月11日 6か国協議の「経済・エネルギー協力作業部会」、板門店の韓国側「平和の家」で開幕。
- 6月12日 日本の民間会社が台湾に輸出した真空ポンプが北朝鮮で核施設に転用されていた事が判明。
- 6月14日 ソラナEU 共通外交・安全保障上級代表、イラン外相に対し、P5 (5安保理常任理事国)と独による「包括的見返り案」を提示。
- 6月15日 米WP、スイス当局が「核の闇市場」の捜査で06年に押収したコンピューターに、小型核兵器の設計図が含まれていたと報道。
- 6月17日 サルゴジ仏大統領、14年ぶりの国防白書を発表。兵力や国防費削減の一方、核戦力の堅持やテロ対策の情報活動の強化を盛り込む。
- 6月19日 米NYT、イスラエル軍がイラン核施設攻撃に向けた大規模な演習を実施したとの複数の米政府当局者の見方を報道。
- 6月22日 IAEA、北朝鮮の協力による核開発疑惑が指摘されるシリアに初の調査団を派遣。
- 6月23日 独誌シュピーゲル、イスラエルが07年9月に空爆したシリアの核施設はイラン、シリア、北朝鮮の共同計画だったと報道。
- 6月23日 安倍前首相時代に創設された首相の

お知らせ

イアブック「核軍縮・平和」2008の発行が遅れます。

前号で「8月1日発行」と予告しましたが、諸般の事情により、発行日を8月25日に延期させていただきます。あらかじめご了承ください。(イアブック刊行委員会、ピースデポ)

- 私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、福田首相に報告書を提出。
- 6月24日 海自護衛艦「さざなみ」が中国広東省に到着。防衛交流の一環で、自衛隊艦船初の訪中。
- 6月26日 北朝鮮が核計画申告書を中国 (6か国協議議長国)に提出。米大統領、見返り措置として北朝鮮のテロ支援国家指定解除を議会に通告。
- 6月26日 全米科学者連盟 (FAS)、米軍が英国国内に配備していた核兵器を撤去したとの報告書。
- 6月27日 北朝鮮が寧辺核施設の黒鉛減速炉の冷却塔を公開爆破。キム米國務省朝鮮部長も立ち合う。
- 6月27日 G8外相会合、北朝鮮に対して、すべての核兵器と核計画及び、弾道ミサイル計画を放棄し、NPTに復帰するよう求める議長声明を発表。
- 6月28日 G8外相会合で来日していたフラッティエリ外相が広島を訪問。
- 6月30日 米大統領、核実験を行った国への資金援助を制限する規定から北朝鮮を除外できる条項を盛り込んだ追加歳出法案に署名。同法は成立。
- 6月30日 福田首相、潘国連事務総長と会談。スーダン南部に展開するPKO部隊の司令部要員として、自衛官を派遣する考えを表明。
- 7月1日 米ABC、イスラエルが年内にもイランの核施設を攻撃する可能性が高まっているとの見方を複数の匿名米国防筋の語として報道。
- 7月3日 日本原燃、六ヶ所村再処理工場で、2日に再開した高レベル放射性廃物の「ガラス固化体」製造試験を機器の不具合により停止と発表。
- 7月3日 日米政府、米国向けコンテナの放射性物質探知計画 (メガポート構想)の関連システムを横浜港に設置、技術協力で合意と発表。
- 7月4日 北朝鮮の核計画申告で、抽出したブルトニウムの総量を約38・5キロ、兵器化するために使用した量を25・5キロと記述していたことが判明。
- 7月4日 イラン、P5と独が示した「包括的見返り案」に「建設的かつ創造的」な返答をしたと発表。

沖縄

- 6月8日 県議会選挙投票開票。野党が20議席から26議席と躍進し、与野党が逆転。
- 6月9日付 福岡高裁、04年沖国大ヘリ墜落事故情報公開訴訟で、国の抗告を許可。
- 6月10日 沖縄防衛局と県が実施している嘉手納、普天間周辺での騒音測定で、防衛局の値が県に比べ低いことが判明。最大で5倍の開き。
- 6月13日 仲井真知事、普天間移設で県が沖合修正を求めている件で、「1ミリも動かさないという態度では決着しない」と日米政府を牽制。
- 6月16日 1956年の日米合同委員会で、地位協定で日本側に第1次裁判権がない「公務中」を職場での飲酒にまで拡大していた事が判明。
- 6月16日 普天間飛行場と那覇港湾施設の一部で、地主の同意を得ない強制使用の認定取り消しを求めて44人の地主が那覇地裁に提訴。
- 6月20日 防衛省、米軍再編に伴う訓練移転の08年度計画を発表。

- 6月20日 うるま市の県道で米軍バスが対向車線にはみ出し、民間車と衝突。運転手ら2人が重傷。
- 6月20日 普天間飛行場にCH53E大型ヘリやCH46中型ヘリ計19機が帰還。市への騒音苦情が相次ぐ。
- 6月20日 佐世保基地所属の強襲揚陸艦エセックスがホワイトビーチに寄港。
- 6月20日 ホワイトビーチへの原潜寄港回数が復帰後300回に。今年は過去最多。
- 6月23日 那覇地裁、3月発生の米兵の息子4人によるタクシー強盗事件で、犯行に関与した米憲兵に懲役3年、執行猶予5年の判決。
- 6月23日 河野洋平衆院議長、「今のような大規模な米軍の駐留を不必要なものとしていくことを目指すべきだ」と発言。沖縄全戦没者追悼式での挨拶で。
- 6月24日 政府、3月開催の県民大会で決議した地位協定改定要求に対し、「運用の改善」が「合理的」との答弁書を決定。
- 6月24日 県基地対策課、米軍と自衛隊基地の基礎データの統計資料集最新版を発行。データ集計法を変更し、県民総所得における軍関係受け取りを上方修正。
- 6月26日 那覇地裁、普天間爆音訴訟で国に総額1億4千万円の損害賠償を命じる判決。一方、ヘリの低周波音被害認定、飛行差し止め請求などは棄却。
- 6月26日 町村官房長官、仲井真知事が求める普天間飛行場の危険性除去 (3年以内の閉鎖状態)について「米側と交渉する」との意向を初めて示す。
- 6月27日 普天間飛行場に超大型輸送機ギャラクシーが飛来。
- 6月30日 防衛省、在日米軍関係者の08年3月末現在の居住者数を公表。県内は46,497人 (在日米軍全体の46.8%)。うち基地外居住は11,810人。
- 7月1日 沖縄防衛局、東村高江のヘリパッド移設作業で、3月から中断していた工事を再開。
- 7月4日 渉外知事会、外務省と防衛省に、基地問題の日米協議に自治体が参加する「地域特別委員会」設置を要請。外務省側は「早めに立ち上げたい」。

今号の略語

ANZUZ=豪・ニュージーランド・米相互安全保障条約
CD=ジュネーブ軍縮会議
CTBT=包括的核実験禁止条約
CWC=化学兵器禁止条約
ICJ=国際司法裁判所
NPT=核不拡散条約
SALT=戦略兵器削減交渉
UNMOVIC=(イラクに関する) 国連監視検証査察委員会
WMD=大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版 (郵送)か電子版 (メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号 (6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦 (ピースデポ)、塚田晋一郎 (ピースデポ)、中村桂子 (ピースデポ)、湯浅一郎 (ピースデポ)、鶴飼礼子、新田哲史、津留佐和子、中村和子、畑宗太郎、華房孝年、福井拓也、吉田遼、梅林宏道